

令和3年第1回臨時会

白子町議会会議録

令和3年 10月22日 開会

令和3年 10月22日 閉会

白子町議会

令和3年第1回白子町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (10月22日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会議日程等の議会運営について	3
○会期の決定	4
○諸般の報告	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○同意第1号及び同意第2号の一括上程、説明、採決	16
○閉会の宣告	18
○署名議員	19

令和3年第1回白子町議会臨時会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和3年10月22日（金）午前11時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会議日程等の議会運営について
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについて（白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定）
- 日程第 6 同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 同意第2号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで議事日程に同じ

出席議員（13名）

1 番	今 井 滋 則 君	2 番	大多和 正 夫 君
3 番	北 田 百 人 君	4 番	梅 澤 哲 夫 君
5 番	宗 島 理 仁 君	6 番	東海林 東 治 君
7 番	酒 井 良 信 君	8 番	今 関 勝 巳 君
10 番	板 倉 正 道 君	11 番	大多和 正 之 君
12 番	齋 藤 鉄 也 君	13 番	大多和 秀 一 君
14 番	市 川 隆 子 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 石 井 和 芳 君 総務課長 斉 藤 繁 男 君

教 育 課 長	目 羅 伸 夫 君	生涯学習課長	齊 藤 貴 人 君
学 校 給 食 センター所長	三 橋 政 明 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	高 橋 庸 行	書	記	味 戸 ひろ子	
書	記	田 邊 知 幸	書	記	阿 曾 弘 康
書	記	畠 山 優 也			

開会 午前 11 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（酒井良信君） これより令和3年第1回白子町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（酒井良信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（酒井良信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規則により、10番板倉正道君、11番大多和正之君を指名いたします。

◎会議日程等の議会運営について

○議長（酒井良信君） 日程第2、会議日程等の議会運営について、議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、齋藤鉄也君。

○議会運営委員長（齋藤鉄也君） 皆さん、こんにちは。

コロナ禍の緊急事態宣言も解除され、行楽の秋がやってきたと思ったところ、急に冬の寒さが到来しました。体調管理に十分留意していただきたいと思います。

また、議員各位におかれましては、お忙しい中ご参集いただき、誠にご苦労さまでございます。

それでは、先ほど開催されました議会運営委員会における協議の概要について報告させていただきます。

今臨時会に上程されます町長提出案件は、承認案件 1 件、同意案件 2 件の 3 案件であります。

以上のことを踏まえ協議した結果、今臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

議員各位におかれましては、この会議日程にご賛同いただき、円滑にして効果的な議会運営ができますようよろしくお願い申し上げます。

◎会期の決定

○議長（酒井良信君） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告とおり、本日 1 日にしたいと思います。これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（酒井良信君） 日程第 4、諸般の報告を申し上げます。

議長の出席要求に対する出席者については、お手許に配布の印刷物によりご了承ください。

◎承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（酒井良信君） 日程第 5、承認第 1 号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） それでは、承認第 1 号の専決処分事項の承認を求めることについて申

し上げます。

次の事項について緊急執行を要したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

令和3年10月22日提出、白子町長、石井和芳。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

令和3年9月30日、白子町長、石井和芳。

詳細については総務課長からご説明させていただきます。

○議長（酒井良信君） 続いて、内容説明を求めます。

承認第1号の内容説明について、総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて。

白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について内容説明をいたします。

新たな行政需要等に対応するためには、組織及び機構の見直しが必要であることから、これを実施するための職員の人事異動を10月1日に実施するに当たり、総務課に企画財政担当課長を配置することに伴い、当該条例について改正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、所要の改正を令和3年9月30日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

今回の専決処分による所要の改正につきましては、別表第3中の7級に担当課長の職務を追加するものです。

新旧対照表を添付してございますので、ご参照ください。

以上、承認第1号の説明とさせていただきました。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 以上で内容説明が終了いたしました。

これより、承認第1号 白子町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定の専決処分事項の承認を求めることについて質疑を行います。

14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） まず、9月議会の前に総務委員会が開かれまして、その中で人事と課の設置条例についての町長からの報告があったわけです。結果的にそれは9月議会では見

送られたわけですが、休暇届などは9月いっぱいという報告も聞いているわけです。なぜ今回、専決処分として出したのか。なぜもっと早く準備ができなかったのか伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） その件に関しましては、確かに9月いっぱいという形での休暇届、大矢課長の話はありましたんですけれども、その前にということになりますとちょっと問題がありまして、実はこのことについては議長に、9月27日に議長宛てに、人事、事務局長はこういう形で決めたいからという話をしましたら、それではちょっとまずいので、結局議会事務局長を今の議会事務局長高橋さんのほうにしてくれという話がありまして、私は分かりましたということで、高橋さんにした関係がございます。

そうしますと、本来は課長クラスと課長クラスを異動させる予定でおったわけなんですけど、急遽そういう形になりまして、かといって今まで議会事務局長、課長クラスであったものが降格という形になっちゃうわけでございます。降格になりますと主幹になるということになりまして、やはり整合性が取れないということで、急遽、27日、28日の問題でございましたので、専決処分をさせていただいて、別に議会を軽視したとかそういうことは一切ございません。そういうことで、できるだけ皆様のご承認を賜りたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 町長に申し上げます。

市川隆子君の質問の答えになっていないと思います。市川隆子君の質問にお答えください。

○町長（石井和芳君） その前に、9月末だということが、期限的にそういう予定で進んでいた休暇届であったことは確かだと思いますけれども、その前に急遽、総務課の企画部門に大矢課長を入れる形が決まったわけございまして、当初は大矢課長をそのまま総務課長という形で進める予定でおったわけなんですけれども、これではということで議会のほうからそういう要望がありましたので、急遽そういう形で変えたということもございます。

よろしいでしょうか。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） ちょっとよく分からないんですけれども、一応町長は9月議会の前に課の設置条例、企画財政課というのをつくりたいというような報告がされていたわけです。ですから、きちんとそれを前もって準備していれば、9月議会で企画財政課を設置するという条例を出して、それで課長を準備していくということでもよかったんじゃないかと思うん

です。

総務課長に伺いたいんですが、今回のような条例改正というのは準備にどのくらいの期間がかかるのか伺いたいと思います。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 条例改正とおっしゃいましても様々な条例がございますので、その条例によって期間等は一致しない部分が出てくるかと思いますが、通常、必要が生じた場合に担当が決裁をしまして、その決裁が完了した段階で、今度議会のほうの提案ということで考えますので、ただし、通常1か月ぐらいあれば期間的には十分かと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 14番市川隆子君。

○14番（市川隆子君） 通常1か月ぐらいということなんですが、もともと町長は当選されたときから行政改革をするというふうに言われているわけですので、まず何から始めるのか、その時期がいつ頃になるのか、そのためには担当課と打合せをして準備をするべきだと思うんです。今回の休暇届も、一応9月いっぱいというような報告も聞いていますので、それでも時間がなくて専決にしなければいけなかったのか、もう一度伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 当初、9月議会で、総務常任委員会でも申し上げましたように、総務課だけをとにかく分割して企画部門を強化しようということで進んでいたわけでございます。でも、この案件に関しては、議会の会派の皆さんの承認が得られないということで私は取下げにしたわけでございまして、6月に私が就任しまして9月議会、そこまでに、8月のたしか人事異動で兼務の形ですけれども、総務課に二人ばかり異動させて準備段階はしておったわけなんですけれども、やはりこれを半年遅らせて行政改革とかそういう形はできないということが私も前からそう思っておりまして、できるだけ早くやりたいということでやっておりますところなんです。

ですから、本当に、その9月議会でご承認いただいて、取りあえず総務課を企画財政と総務の2つに分割できる形であれば、私としては一番よかったわけなんですけれども、なかなかそういうわけにもいかないということでありまして、議会とのいわゆる打合せの中で承認いただけないということであったので取り下げたわけでございまして、ですから、そういう中において、少なくとも前に進めなければいけないということがあって10月1日付で、やは

り総務の中に企画部門を相当強化するために大矢担当課長に就任いただいたというのが事実でございます。

そういう面で、ご了承というかご理解いただければというふうに思っております。

○議長（酒井良信君） 12番齋藤鉄也君。

○12番（齋藤鉄也君） 石井町長にちょっとお伺いいたします。

人事の問題ですね、市川さんの質疑に対しての答弁ですけれども、まず事務局は、町長にあればいいんです。議長はあるけれども、こういう人と示すわけなんですよ。そして三役、教育長、あと副町長、これは議会の承認を得なきゃいけません。

先ほどのお話を聞きますと、町の職員の人事で、何か言われたから、こういうことにしましたと言いましたけれども、町長は人事権の執行権を持っているわけなんですよ。議会が町の職員の人事に反対することは一切できませんので、その辺をちょっと認識していただきたいと同時に、町長がどういうお考えかあれですけれども、それをはっきりしていただきたいと思います。

今の町長の答弁を聞きますと、町の職員の異動を人に言われたからこうしたと、それはちょっとまずいと思います。これは町長の執行権というか、町長は権利を持っていますから。それは自信を持って自分がやりたいようにやったらいかがでしょうか。

以上です。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かにその権限の所在については私自身もよく認識しております。しかし、やはり議会承認とか、そういうものが必要な事項というものもこの後の人事案件についても承認が必要だということもありますし、その前に、例えば議会事務局長の人事に関しても、内示を出す前にちょっと相談したという、そういう形でございまして、承認を得て私は発令したわけではございませんもので、そういうことでご理解いただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） この件で確認をしたいんですけれども、町の条例といえど、会社等でいえば定款でございます。ほぼ定款に合致するのかなと、その他の諸規程とは違うと思いますので、そういう中で、この条例の内容は理解していますけれども、条例の改定について、要は専決処分が可能なのか、その辺をまず町長の考えと総務課長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） そのために専決処分という手法があるわけでございまして、条例も何も全部専決処分はできる形にはなっているというふうに私は理解しております。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） ただいま大多和議員から質問があった内容ですが、条例改正が専決処分に似つかわしいかということでございますが、地方自治法の179条の中では確かに条例改正も専決処分ということで含まれております。

ただし、この条例の改正というのは、大多和議員がおっしゃったとおり議会で本来決定すべきことで、重要な案件となります。ですので、その取扱いについては十分注意し、専決処分についてもしっかりとした理由がなければできないものと考えております。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 私がこの地方自治法179条1項の規定で考えるのは、強いて言いますと条例の中に、国・県等からの改正点等、そういうものの変更等については今までも専決処分をやっていると思います。

ただ、この専決処分については基本的に、先ほど市川議員からもありましたけれども、人事権は町長の権限ですので、議会は関係ありませんけれども、その関係での担当課長制への移行の中で出てきたことだと思えるんですけども、やはりそれであればきちんと議会のほうでも、議会を開催することを拒否はしていませんので、条例ですので臨時議会を開催して、そこで承認をもらったほうがいいんじゃないか。やはりこの条例改正の専決処分が一つの事例になりますと、これを拡大解釈していきますと議会が全く機能なくなるというふうに考えますので、その辺についてはいかが考えておるか、町長の判断をお聞きしたいと思います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） おっしゃるとおりです。確かにこういう形で条例が何でもかんでも全部専決でできるという形になっちゃうと大変なことになってしまうと思います。

ですから、確かに最小限の形だと思いますけれども、今回は例えば28日に内示をした段階で、27日まで大矢課長が休暇であったわけですから、その28日に内示した段階で期間がなかったわけです。いずれにしても、10月1日付でどうしても人事発令しなければいけない、じゃ、その10月1日付に大矢前事務局長を、今度主幹に降格させてやるのが適当なのかということが、そこのところが非常に問題がありまして、ですから中に担当課長の部分を、今ま

では白子町にはなかったわけなんですけれども、この部分を追加する形でできるのであればそんなには……、といいますのは、これは一般論を申し上げますと、各企業でも担当部長制という、ラインを持たない部長も相当、結構出てきているんです。やはり、頭でっかちの関係でこういう形になっております。

県でも、この間も商工観光課、商工労働部にお邪魔したんですけれども、やはり部長が出てきて、担当部長も出てきているんです。そういう形で運用していかないと、今後いろいろなものが出てきますので、それは当然、事前に条例の変更で皆さんにお諮りしてからやるべき筋ではあると思いますけれども、今回はその10月1日の人事の問題が一番大きいわけでございまして、そここのところをちょっと、若干皆さんには大変申し訳ないとは思っておりますけれども、決して議会議を軽視したわけでも何でもないし、そういうことで、担当課長という形で便宜上やったことは確かにあるわけなんですけれども、これは今後もそういう形がどんどんできていくというふうに私自身は思っておりますので、それで思い切ってやってしまったところもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 2番大多和正夫君。

○2番（大多和正夫君） 町長の胸のうちは理解はできるんです。

ただ、人事案件は町長の権限ですからそれはいいんですけれども、そういう関係の中で、やっぱり課長クラスの助言とか、そういうものがあつたのかないのか。あれば、多分これは条例改正になりますよということであれば、強いて言えば、人事を急ぎたいのは分かりますけれども、11月1日の人事に変えてもいいわけじゃないですか。そこで、10月に臨時議会を開催して条例の変更をする。そういう流れが本来の流れだと思うんです。

やはり石井町長も議員のときからコンプライアンスを言っておったと思うんです。そうしますと、この条例改正の専決処分は、ちょっとこれはコンプライアンス違反の、その基本的な意識が違うという考えがするんですね。自分が人事を出してしまったから、条例を変えなくちゃいけないから専決処分するんだというのはちょっと違うのかなと。

ですから、こういう点を十分、今後の行政の上の中では課長クラスの助言を得ながら、やはり町長一人では町は回らないと思いますので、そういう中でやればこういうミスはなくなったと思うんです。ですから、そういう点は十分気をつけて今後の運営をお願いできればと思います。

以上です。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） 私のほうから確認させていただきますけれども、この緊急執行を要するという、まずこの緊急執行という言葉の意味、何の緊急執行をしなきゃいけなかったのかなというふうなことが1つあります。

それで、これが10月1日という日付をなぜ本人に決めて1日にやらなきゃいけないというように、こういう形になったんだろうというふうに思います。これ10月1日にこだわった理由というのは一体何があるんだろうというふうに思っています。1号の説明の内容をよく読んでみると、この10月1日を消してしまえば、そんなにこだわらなければ、町長の持っている思いをしっかりと実現させていくためには担当課長が必要だというふうな考えが生じたためにこれをつくりたいという条例を出せたはずなんですよ。

実際に議会を招集して公示するまでに1週間以上かかりますけれども、その期間がなかったから1日というふうにおっしゃるんでしょうけれども、その1日にこだわる理由は私はなかったんじゃないかなというふうに思っています。

もう一つ確認しますけれども、大矢前局長が復帰をするときに、当然復帰ですから議会事務局長として復帰してくるわけですよ。その局長に、あなたは今後こういうふうな形で私は考えているんだけどどうですかというような提案をなさったんですか。それとも、大矢前局長が復帰するに当たって、私は議会事務局長からほかの職に異動したいんだけどという、そういうような局長からの意思があったんですか。そういうことも含めて、大矢局長がなぜ担当課長のほうに行ったのか、この辺の経緯がいまいち分からないんですよ。

緊急執行の10月1日の件と、それからもうちょっと時間をかければ専決処分しなくてもこういうような臨時会、今日だって臨時会が開かれているわけですから、この間で準備はしっかりとできて、我々もなるほどというふうになれるはずなんですよ。その辺をお願いします。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 確かに大矢局長が27日に復帰するとき、その二、三日前には大矢局長に、総務課の中の企画部門を強化するためにやってくれという話はしておりました。ですから、その辺は事前にある程度そういう根回しはしておったわけでございます。

いずれにしても27日が復帰の第一でございまして、それからばたばたして、そういうことでいろんな形で専決をやらざるを得なくなったという部分もあるわけでございます。ただ言えることは、今まで恐らく何もしていない、何か不祥事があって処分された人以外では降格人事というのは白子町でもないはずなんですよね。

ですからそういう形で、主幹大矢という形にはできなかったということも事実でございま

して、それで、今後の広がりとかそういうものを考えますと、担当課長制というのは、これは間違いなく必要なものだというふうに思っておりますので、その辺でやったわけございまして、今正直に言いまして、大矢担当課長が実際10月に入って大分いろいろやってもらっております、そういう面では話がすごく進んでおります。いろんなことも随分どんどん進んでくるわけございまして、ですから、行革の委員会ももう立ち上げていまして、全部進めておりますので、そういう面で非常に好転したことは事実でございます。

ですから、ある面ではいろんなものをこれ以上遅らせるわけにはいかないという切迫した事情もあったことで、非常にそういう面では皆さんには、そのことに関しては非常にある面ではご迷惑をおかけしておりますけれども、ただ、そんなような事情が最優先したということが事実でございます。

以上、よろしいですか。

○議長（酒井良信君） 13番大多和秀一君。

○13番（大多和秀一君） もう一回聞かせてください。

10月の1日にこだわった理由、それから大矢局長が復帰するときに、復帰する以前から町長から、あなたが復帰した場合にはこちらをお願いしたいというようなことを、今の担当課長をお願いしたということで理解してよろしいんですか。大矢局長は議会事務局で復帰したかったんだけど、そうやって言われたから、職務命令だということでそれに従ったというふうな形でよろしいですか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 事前に私のやりたいこと、そういうものをお話ししてあって、こういう形で大矢局長は、今後そういう企画の中心的な役割を果たしてくれるかということで、それは何日か前に申し上げましたら、それはやりますという、そういうことであったのでやってもらいました。

（1日についてと呼ぶ声あり）

もう一つ、何ですか。

（10月1日にこだわらなければ専決しなくても済んだと呼ぶ声あり）

正直に言いまして、私は6月に就任して以来、どんどん行革関係とかそういうものを、もうとにかく進めていきかけたのが事実なんです、やはりいろんなそういう障害といいますか、そういうものがあつたわけございまして、そういう中で、やっぱり6月から10月1日、4か月たってもいろんなことが進まないということになりますと、非常にある面では厳

しいものになってくるというふうに思いましたので、皆さんの時間軸の中では3か月、4か月というのは大したものじゃないかも分かりませんが、私自身では4年間任されたわけですので、その中にはやはり切迫した使命感といいですか、そういうものがあってこのような形に進んでいっているわけですので。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかに。

11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 総務課長に伺いますが、今回のこの条例改正で課長が1人増えるわけですね。そこで予算のほうはどうなるんですか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 今回の条例改正では、7級の表の中に担当課長を加えるという改正なんですけれども、主幹も課長も同じ7級です。ですので、課長だった人間、主幹だった人間が担当課長になったとしても、給料は一切変わりありません。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） 11番大多和正之君。

○11番（大多和正之君） 給料は変わらないのは分かるんですが、手当はどうなるんですか。

○議長（酒井良信君） 総務課長、斉藤繁男君。

○総務課長（斉藤繁男君） 手当につきましては、担当課長は主幹と同じ手当ということになっておりますので、主幹が担当課長になったとしても上がることはありません。課長が担当課長になった場合には各課等の長じゃなくなりますので、主幹と同じ待遇となりますので、下がります。

以上でございます。

○議長（酒井良信君） よろしいですか。

ほかに。

10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） 町長の前に、議員の質問の中に、議員は総務委員会だけではありません。産業建設委員会もあれば厚生文教もあります。その中で私の説明を受けている範囲では、町長の先般の説明では、企画財政課についての取扱いは担当を2名配置する。それと同時に、4月1日新年度の準備期間だという説明を私は受けています。そういう中で、これが10月1日に出たということは、議員に対して、13名おりますから、その中で十分な説明がな

されなかったということだと思います。

今回もこういう臨時議会ありましたけれども、そういうものをどんどん使ってでも、やっぱり自分の意思というか意見をきちっと議員に伝えるのも町長の役目だと思います。

そういう中で、私は認識の中では、4月1日にこれが施行かなという気でいましたので、到底10月1日からのというこの解釈にはどうも納得がいけないんですけれども、その辺の説明というのはどう考えていたんですか。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 企画財政課と総務課が分離したわけではございません。今までどおりの総務課の中の企画財政という中に担当課長を入れて、独立はしていません。あくまでも総務課長が総括しているわけです。

ですから、総務課の中でやはり企画財政、企画部門を強くするには、そういう形で人事配置をしたいからということでやったわけでございまして、企画財政課というまだ分離はしておりませんから、この分離はもう来年の4月にやりますという準備段階、今行革会議もどんどん進めております。その中では、そういう形で分課をしなければいけないところがいっぱい出てきております。その辺も検討しながら、この次の議会でもたまたそれを皆さんに承認いただいてやっていくつもりで、実施は4月1日という、そういう形でございます。ただ、その間にやるのがいっぱいあるわけでございまして、この企画部門を充実する人員をそこに配置したというためだけでございますので、そういうご認識でいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井良信君） 10番板倉正道君。

○10番（板倉正道君） そこで、2名の職員を配置するという話でしたから、それで新年度の体制に持っていくのかなと私は思っていました。その中に、何でここに企画財政担当課長を設けて取り急ぎやるのかなというのがちょっと私には納得できませんので、その辺はどう考えているのか伺います。

○議長（酒井良信君） 町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 2名の人員を兼務で住民課から1人、それから総務課から1人という形で2名を出して、その人たちにはいろんな作業をしてもらっておりました。いろんな企画案件に対していろいろやってもらいました。

それも、今回は別に人員が、住民課が減ったわけでもないし、どこどこが減ったわけでも

全然ないわけです。今までの勢力の中でやったわけでございまして、総務課自体の人員も全然動いておりませんから、ですからあくまでも前の状態を取りあえず企画部門を強くする方法はないかということで担当課長を置いたというのが現実でございしますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（酒井良信君） ほかにございませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

4 番梅澤哲夫君。

○4 番（梅澤哲夫君） ただいまの専決処分事項の承認を求める件について、反対の立場として申し上げます。

専決処分とは、議会の権限に属する事項について、町村長が議会に代わって意思決定するものであり、今回の処分については反対であります。

専決処分できるものとしては、地方自治法179条に、議会の成立がしないとき、議決が緊急を要するため時間的余裕がないことが明らかであると認められるときとあります。今回、9月議会また今日まで時間的余裕は十分あったはずであります。あえて専決処分については反対します。

議員各位の賛同をお願いし、あわせて平成24年地方自治法改正による議会の意思決定の重要性を考慮して、速やかに必要と認める処置を講じ議会に報告することをお願いいたします。

以上です。

○議長（酒井良信君） ほかにございませんか。

14番市川隆子君。

○14 番（市川隆子君） 先ほどの梅澤議員と重複する部分もありますが、私は承認第1号について反対の立場から討論します。

専決処分は、自治法96条の議会の議決事件を奪うという問題があります。自治法179条の長の専決処分は、議会が開催されない、緊急を要するため議会を招集する時間がない、議会が議決しないなど、いずれか一つに当てはまれば専決処分できるとされています。その中でも、特に議会を招集する時間がないという理由が多く使われています。今回の専決処分は、議会を招集する時間がなかったとは思えません。

条例の改正は、そんなに急に思いつきのようには決まるものではありません。行政改革の名

の下に専決処分をするのは適当ではないと考えます。二元代表制である現在の自治制度の中で、町長が議会活動を否定するような法の運用を行うことは適当ではないと思いますので、承認第1号には反対します。

○議長（酒井良信君） ほかにございませんか。

（なしと呼ぶ声あり）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

本件を承認することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立少数です。

したがって、承認第1号は承認しないことに決定いたしました。

◎同意第1号及び同意第2号の一括上程、説明、採決

○議長（酒井良信君） 日程第6、同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてないし日程第7、同意第2号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、石井和芳君。

○町長（石井和芳君） 同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

内容、前白子町教育委員会教育長の辞任に伴い、その後任者として新たに御園正二氏を教育長として任命したく、同意を求めるものでございます。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、任期は前任者の残任期間の令和3年12月20日までとなります。

続きまして、同意第2号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

内容的には、前白子町教育委員の辞任に伴い、その後任者として新たに鶴岡一宏氏を委員として任命したく、同意を求めるものであります。

なお、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条第1項の規定により、任期は前任者の残任期間の令和6年9月30日までとなります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（酒井良信君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

同意第1号 白子町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号は原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数です。

したがって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

同意第2号 白子町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、成規の手続を省略し、直ちに採決したいと思います。

これに異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ声あり）

異議なしと認めます。

したがって、成規の手続を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第2号は原案による者を適当と認めることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（酒井良信君） 以上で、本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって令和３年第１回白子町議会臨時会を閉会といたします。

閉会 午前１１時５０分